

# 富士市立大淵第一小学校 いじめ防止基本方針

# 大淵第一小学校いじめ防止基本方針

平成30年6月改訂

## 基本方針の作成にあたって

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」このことは日々の教育活動において学校内外に浸透しているにもかかわらず、いじめを背景とした生命や心身に危険が生じる重大な事案が後を絶たない。

いじめに対しては、法律「いじめ防止対策推進法」、国の策定による「いじめの防止等のための基本的な方針」、静岡県の方針による「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」、生徒指導リーフレット「子どもたちの笑顔のために」、そしてそれらを受け、富士市においても「富士市いじめ問題対応ガイドライン」が策定されている。

このたび、以上に挙げたいじめ防止等に向けた方針を、本校の実情に合わせた形にし、「大淵第一小学校いじめ防止等のための基本的な方針」を策定した。いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関との連携等についてまとめ、本方針をよく読み、深く理解し、全職員でいじめ問題に真摯に取り組んでいく。

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的認識

### (1) いじめの定義

(定義) いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の子どもや、塾やスポーツクラブ、子ども会、地域活動等、当該子どもが関わっている仲間や集団（グループ）など、当該子どもと何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。学校では、いじめの表れとして以下のことが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1つ1つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、被害子どもの立場に立って行う。

程度の軽い1回だけの行為であっても、被害を受けた子どもが「心身の苦痛」を感じていれば、いじめとみなす。また、いじめには様々な表れがあることに気を付け、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかつたりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要になる。

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものであって、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全くもたなかつた子どもは1割程度、いじめた経験を全くもたなかつた子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。加えて、いじめた・いじめられたという2つの立場の関係だけでなく、学級やクラブ活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があつたりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする子どもがいるなど、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいることにも気をつける必要がある。

## (3) いじめの基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめられた子どもは心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切になる。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていく。

「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

## 2 推進体制

現在、どの学校においても、いじめ問題をはじめ多様な課題への対応が求められている。これまでは経験豊かな学級担任や専門的な知識をもった担当者が一人で対応できたものもあったが、今はそれが難しい時代となってきている。だからこそ、大淵第一小学校でも、学校として組織的に対応していく必要がある。

### (1) いじめ問題に取り組む体制の整備

#### ① 学校いじめ対策組織の設置について

- いじめ防止対策推進法第22条において、全ての学校にいじめ対策組織を設置することが法律で義務付けられている。学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようにする。また複数の目による状況の見立てで、より適切な対処ができるようにする。
- 構成員は、以下の通りとする。
  - <通常時>  
校長、教頭、生徒指導担当を中心に、主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科やクラブ、委員会活動で子どもに関わる教職員等
  - <緊急時>  
必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、学校評議員（学校運営協議会委員）、PTA代表等の第三者的立場の方 等
- 月に1回、心づくり部会の中で開催し、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。
- 以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開く。
  - ・ いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき
  - ・ 子ども又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき
- いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」（p. 6）に沿って適切に対応する。

#### ② 年間を見通した指導計画の整備について

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが必要になる。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付ける。

○ 年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

**学校いじめ対策組織会議**：いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、未然防止策や対応策を検討する。月に一回心づくり部会の中で開催。必要に応じて拡大して実施する。

**職員会議**：年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。月ごとには、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。

**教育相談**：6月と12月に3週間、教育相談週間を設け、子ども一人ひとりに学校生活の様子の聞き取りを行う。教育相談を行う際には、併せて行ういじめアンケートをもとに、小さなトラブルでも見逃さず、認知できるようにする。

**いじめアンケート**：6月、11月、1月の年3回実施する。いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。アンケートから出てきた内容は、教育相談にて聞き取り調査を行う。大きなトラブルに発展しそうな事案に関しては、いじめ対策委員会を臨時で実施し、組織で対応する。

**校内研修**：校内研修にて、いじめ対策の研修を行う。ケース会議、事例研修等、組織で対応する体制を作る。

**子育て講演会**：新一年生の保護者を対象に、入学説明会にて、子育て講演会を行う。

**Q - U**：小学5年生を対象に実施する。結果から、クラスの様子を把握し、必要があれば、個別に教育相談を実施する。

## (2) いじめの情報を得た場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに学年部、管理職に報告するとともに、学校いじめ対策組織で情報を共有する。

以下のいじめ対応マニュアルに沿って、組織的に対応する。

大淵第一小学校におけるいじめ事案に対する組織的対応

いじめではないか、という疑いをもつ（認知）

1 発見

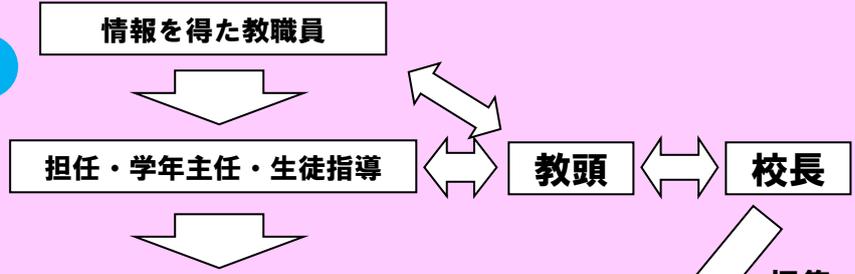
- ・他の児童からいじめの情報を聞いた
- ・いじめらしき現場を発見した
- ・児童の言動から気になった
- ・子どもや保護者からの相談・訴えを受けた
- ・家庭や地域の人からいじめらしき情報を聞いた
- ・アンケートの回答で確認した
- ・関係機関からいじめに関する連絡を受けた
- ・養護教諭、SC等から情報を聞いた

※ それぞれの対応における留意点についてはP11～を参照

抱え込まない

個人で判断しない

2 情報収集



いじめを受けた子どもを徹底して守り通す

3 事実確認

事案によっては、全メンバーが集合せずに、機動的に対応する。

学校いじめ対策組織

報告・共通理解

調査方針・方法の決定

- ・目的
- ・優先順位
- ・担当者
- ・期日等

保護者  
適宜連絡  
※複数対応

事案の状況により、構成員を再編成  
・校長 ・教頭 ・生徒指導 ・各学年主任 ・養護教諭  
+  
・該当クラスの担任 ・教科、部活動等関係する教職員

職員会議  
情報共有

4 方針の決定

事実関係の把握・調査

指導方針の決定、指導体制の確立

連絡・相談

指導・助言

SC, SSW  
指導主事派遣

教育委員会

即日中に対応する

5 対応

いじめ解消に向けての指導・支援

関係機関  
・こども家庭課  
・児童相談所  
・富士警察署  
・医療機関  
等

6 経過観察・解消

継続指導・経過観察

事態解消の判断：被害子どもが、いじめの解消を自覚し、関係子どもとの関係が良好となっている。(少なくとも3ヶ月)

日常の指導体制の充実

調査・事実関係の把握へ

### (3) 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告し、調査、報告に当たる。

#### ① いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（欠席日数：年間30日を目安）

また、被害子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

#### ② 重大事態の取扱いについて

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

### ③ 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年 3 月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年 3 月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

#### 重大事態対応の流れ

##### 教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告する。

- ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合
- イ 欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
- ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合
- エ 子どもや保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

##### 調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となるか、教育委員会が主体となるか、の判断は教育委員会が行う。

##### 学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA 代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

##### 教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

##### いじめを受けた子ども及び保護者への説明・報告



##### 調査対象者及びその保護者への説明・報告



##### 市長及び教育委員への説明・報告等



##### 調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

教育委員会が行う

学校と教育委員会が連携して行う

#### (4) 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要がある。

##### ① 教育委員会との連携について

- 「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「子どもの問題行動等の調査」（以下「月例報告」）に含めて報告する。
- 以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア 重大事態（P7 **教育委員会への報告** ア～エ）

イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ

ウ 被害子どもにとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する

- 必要に応じて教育委員会に、情報提供するとともに、学校の取組に対して指導・助言していただく。また、指導主事、SSW、SC等の派遣を要請する。
- 子どもや保護者に、いじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット等を配布するなどして周知する。

## 2 未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要になる。

そのためには、子どもの居場所をつくとともに、学校教育活動全体を通じて、子どもがいじめに向かわない態度や能力を育てていく必要がある。

### (1) 未然防止に向けた取組

#### ① 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

- 本校の研修の基礎となる、「大淵学びのスタンダード」「大淵学びのトライアングル」を意識し、どの子も学びを楽しむ授業づくりを目指す。
- 「人間関係づくりプログラム」を活用し、上手な人間関係を作るための基礎を学級活動等で養っていく。また、積極的な活用のために、「人間関係づくりプログラム週間」を、年に2回設定する。
- 意図的・計画的に、男女を交えて協力する場面や、目標をもって達成感を味わえるような場面を設定する。

#### ② 子どもが自己有用感を感じられる、主体的に取り組む活動

次のような取組を行い、子どもの自己有用感を感じられるようにする。

- 「大淵なかよしフェスティバル」において、自分たちの思いを実現させるために、各クラスで自分たちのお店の計画、準備、運営にあたる。
- 児童会・生徒会が中心となって、「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の利用ルールづくり」に取り組む。
- クラブ活動を通して、異年齢交流をすることで、上級生が下級生を思いやったり、下級生が上級生を慕い、尊敬する気持ちを養う。

#### ③ 子どもの居場所づくり

- 年度初めのスタートを円滑にするため、前年度末に行われる小中連絡会や学年部会等での情報交換を、担当者だけでなく、所属する学年の全教職員で共通理解が図れるようにする。（必要な場合は、学校内の全ての教職員）
- 年度初めの学級開きにおいては、学級担任が「このクラスでは、相手が嫌だな、と感じる言動は絶対に許さない。」という思いを伝え、クラスのルールを、子どもが納得した上でつくっていく。
- 授業はもちろん、学校生活の中で間違ったり、失敗したりしても笑わない雰囲気づくりを行う。
- 「Q-U」を活用し、現状の学級集団の状態を適切に把握し、計画的な指導と援助を積極的に行う。
- 道徳教育では、思いやり、生命尊重等の価値に気付く指導を通して、いじめを許さない心を育む。
- 人権教育を通して、生命尊重の精神や人権感覚を育み、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させていく。
- 特に配慮が必要な子どもには、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での

「個別支援」を、保護者と連携して行う。その際、周囲の子どもに対する必要な指導を行う。

- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりに取り組む。
- 学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、子どもの意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

#### ④ 子どもを見守る教職員集団づくり

- 温かい学級経営や教育活動を、学年・学校で実現していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる教職員集団づくりに努める。
- 生徒指導においては、年度初めの職員会議等でいじめの理解や指導上の留意点等を確認する。また、SSWやSCを招いた校内研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、いじめを見つける目を養う。

#### (2) 保護者や地域への働きかけ

- PTA理事会やPTA総会、学校評議員会（学校運営協議会）、懇談会等において、学校におけるいじめの実態や指導方針等の情報を提供し、情報交換、協議できる場を設ける。
- いじめに関するテーマの子育て講演会の開催やホームページ、学校・学年便り等でいじめ防止についての広報活動を積極的に行う。
- 教職員だけでなく、家庭や地域の人々などにも協力を求め、子どもが「多くの人から認められている」、という思いを得られるような取組を行う。

### 3 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が子どものわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要になる。子どもの変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

#### (1) 「いじめは見えにくい」の視点に立って

○いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

- ・無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。
- ・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のよう形態などがある。

○いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くため、見えにくい。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できない。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼する。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要がある。

#### (2) 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していく。

##### ① 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛ける。
- 別紙「いじめ発見のチェックポイント」を活用することも有効です。

##### ② 個人ノートや生活ノート、班ノート

- 個人ノートや生活ノート、班ノートでのコメントのやりとりを通して、担任と児童生徒の信頼関係を築く。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心掛ける。

##### ③ 教育相談

- 子どもを対象にした教育相談を年2回する。必要に応じて追加して実施する。
- 教育相談を行う際、相談カードに「担任の先生以外に相談したい先生」などの記入欄を設け、担任以外の先生との教育相談を設定する。

#### ④ アンケート

- いじめに関するアンケート（保護者対象・子ども対象）を計画的に年3回実施し、現状把握に努める。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行う。

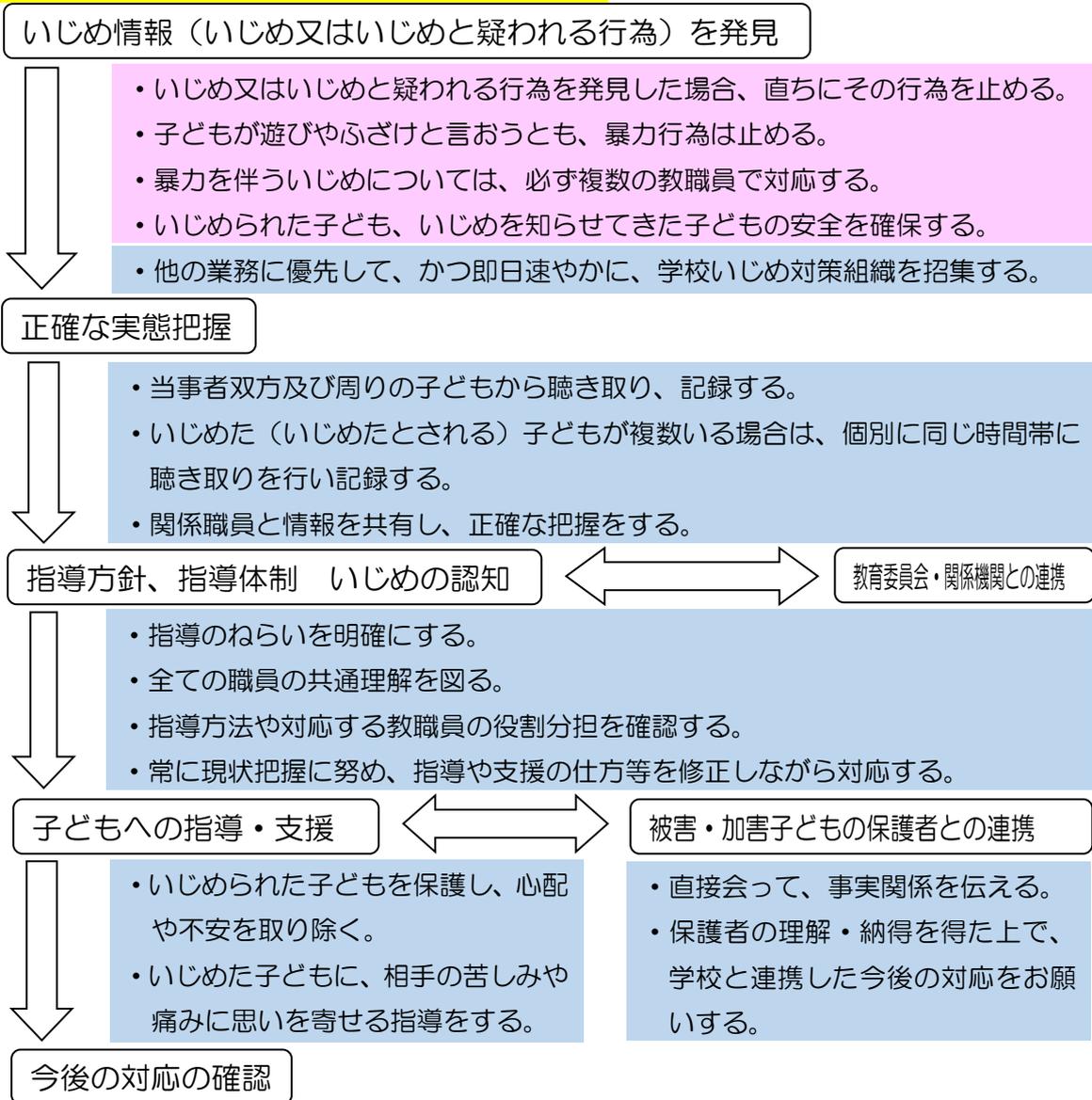
#### (3) 相談しやすい環境づくり

- 日常生活の中で教職員が声掛けを行うなど、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくっていく。
- 忙しさのあまり、そっけない態度で対応してしまった、「後で話を聞くね。」と言って対応せずに終わってしまった等は絶対にないようにする。
- 学校だよりや各月の行事予定表に SC や S SW の訪問日を記載して、相談を呼び掛けるなど、SC や S SW の存在を子どもや保護者に積極的に周知する。

## 4 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行う。

### (1) いじめ対応（当日）の基本的な流れ



### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### ① いじめられている子ども・いじめの情報を伝えた子どもの安全確保

- いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。
- 状況に応じて、いじめられている子どもやいじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

## ②事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている子どもから聴き取るとともに周囲の子どもなど第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に対応する。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

### 把握すべき情報（5W1H）

- ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
- ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
- ◇どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉
- ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
- ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

## (3) いじめが起きた場合の対応

### ①いじめられた子どもと保護者への支援

#### <子どもへの支援>

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた子どもとの距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮する。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をする。  
※心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

#### <保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようになる。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示する。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝える。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

## ②いじめた子どもへの指導・支援とその保護者への対応

### <子どもへの指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の子どもが関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行う。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
- ウ 子どもが抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をする。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

### <保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝える。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。  
(いじめた子どもへの謝罪、解消に向けての具体的な取組等)
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

### 周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝える。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている子どもの気持ちや立場を考えさせる。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせる。

## 5 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていく。

### (1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等を Web サイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。（※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。）

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながる。

### (2) 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要となる。

#### ①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていく。必要に応じて情報支援員と連携して授業を行い、一層の充実を図る。
- 年に一回、5・6年生を対象に、スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。
- 児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行っていく。

※年度末に、一年の取組を報告書として、学校教育課に提出する。

#### ②保護者会等を通して伝えていきたいこと

＜未然防止の視点から＞

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与えること。
- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられた。

＜新規契約または機種変更等する場合＞

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の利用者が 18 歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

＜既にスマートフォンを利用している場合＞

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかり

やすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起きているということ。
- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

### (3) 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた子ども及び保護者にしっかりと伝える。

#### ①事実を把握する

ア 被害にあった子どもや関係している子どもから詳細を聞き取り、事実を確認する。

イ 子どもが心当たりのない画像や動画が勝手にWeb上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認する。

ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印刷する。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をする。

エ 被害にあった子どもと書き込み等を行った子どもの保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認する。

#### ②書き込み削除を迅速に行う

ア 書き込み等を行った子どもが書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらう。

イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をする。

ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談する。

## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

### ②被害子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。